

安全管理の徹底について (中間報告)

要約版

令和元年11月27日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

概要

- ・令和元年10月7日(月)、核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟の放射線管理区域(放射線防護上の管理を行うために指定する区域)内の制御室に配備してあった緊急対応時に使用するランシーバー6台(保安管理物品:保安規定等に基づき維持管理が求められる物品)の所在が不明であることを職員が確認しました。
- ・10月11日(金)ランシーバー6台の被害届を警察に提出しました。
- ・同日、TVFで勤務していた年間請負作業員(1名)が出頭し、ひたちなか警察署に窃盗の疑いで逮捕されました(11月1日起訴)。
- ・その後、当該ランシーバー以外の物品の所在確認をしたところ、TVFガラス固化技術管理棟(非放射線管理区域)に保管されていた物品について、所在不明なものがあることを確認しました。
- ・原子力機構においては、上記の物品を除いて、所在不明の物品はありませんでした。



ガラス固化技術開発施設(TVF)

当該ランシーバー6台以外の所在不明の物品

- ・予備のランシーバー10台
- ・ビデオカメラ2台
- ・デスクトップパソコン3台*
- ・スイッチングハブ1台
- ・外付ブルーレイドライブ2台
- ・ソケットレンチセット1式
- ・外付ハードディスク1台
- ・漏れ電流測定器1台*
- ・予備の監視カメラ1台*
- ・ポータブル酸素モニター1台

上記は、保安管理物品に該当しない物品であり、機微情報等のデータが入っていないことを確認しています。

(*11月8日(金)被害届提出済み)

放射線管理区域からの物品搬出に関する改善

問題点① 放射線管理区域からの物品搬出に関しては、保安管理物品が放射線管理区域から無断で持ち出されたことをチェックできませんでした(核物質防護上及び放射線管理上の観点からは問題ありませんでした。)

改善策①

- ・放射線管理区域からの物品の持ち出しについて、これまでは、搬出物品に対する警備員の確認において、施設の妨害破壊行為に供され得る物品(ボールや大型特殊工具等)や核燃料物質に限って持ち出されないよう制限していましたが、今後は、全ての物品(PHS等の携帯品を除く。)の搬出を事前許可制とし、放射線管理区域ゲートにおいて逐一チェックする仕組みを導入していきます。
- ・さらに、その仕組みの有効性を確認した上で、各施設の状況等を踏まえつつ、他施設への今後の展開についても検討していきます。

保安管理物品の管理方法に関する改善

問題点② 当該ランシーバーを含む保安管理物品の点検方法に一部不明瞭な点があり、所在不明の把握に時間を要しました。

改善策②

- ・保安管理物品については、その重要性に鑑み、確実に点検を行っていくとともに、改めて保安管理物品の重要性に係る教育等を行っていきます。また、保安管理物品に係る点検の記録方法や識別表示の改善を図っていきます。

物品の管理方法に関する改善

問題点③ 物品の管理方法に関するルールが不十分であったため、所在不明の把握に時間を要しました。

改善策③

- ・物品管理を的確に行えるよう、使用箇所が必要な情報(物品の内訳等)を把握できるよう改善を図っていきます。
- ・これまでは10万円以上の物品のみ台帳管理していましたが、今後、換金性のある物品(10万円未満のパソコン、通信機器等)についても、合理的な範囲で、管理の実行性や有効性を検討した上で、改善を図っていきます。

請負企業に対するガバナンスの強化

問題点④ 背景要因として原子力機構の請負企業に対するガバナンスの低下がありました。

- 改善策④
- ・当該請負作業員が所属する社に対し、今後の契約について、1か月間の指名停止措置を実施します。
 - ・同社に対して、作業員が物品を不正に持ち出さないよう企業の責任として対策を講ずることを求めます。
 - ・上記の再発防止対策の内容を踏まえ、原子力機構に常駐している他請負企業へ展開していきます。
 - ・全ての業務請負契約の仕様書に、法令上の責任や規律秩序、風紀の維持に関する必要な社内教育を行う旨を新たに追記し、請負企業自らによる法令等の遵守をより徹底させます。

過去の事故・トラブルに共通する根本的な要因を踏まえた改善

問題点⑤ 原子力機構において、事故・故障等が相次いで発生しました。

- 改善策⑤
- ・原子力機構全体として、繰り返し事故・トラブルを発生させないためにも、核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発施設における核燃料物質の放射線管理区域内での漏えい等を踏まえた13項目の再発防止対策(令和元年8月9日報告済み)を引き続き着実に実施することで、安全意識の向上及び基本動作の徹底を浸透させ不安全行為の撲滅を目指していきます。
 - ・現場における基本動作(目配り・気配り・声かけを含む。)の実施状況をマネジメントオブザベーション(MO)の観察事項に加える等により、風通しの良い職場環境の形成と従業員間の安全意識の共有や相互コミュニケーションの促進を図っていきます。
 - ・これらの取組を請負企業の協力を得て職場一丸となって取り組むことにより一層の安全管理体制の強化に努めていきます。